埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号告 宗

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県越谷県土整備事務所におい て一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 秀 夫

越谷流山線	路線名
する部分に限る。) 越谷市大成町七丁目一九六番一地先から同市東町越谷市大成町七丁目一九六番一地先から同市東町	供用開始の区間
令和元年十二月一日	供用開始の期日
令和元年十一月二十九 日付け埼玉県越谷県土 号で告示した道路予定 区域の一部供用開始で ある。延長六二五・一九 メートル。	備考